

告 示

鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定に基づき、同項に規定する保有個人情報を定めたので、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月21日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長 高橋 紀子

個人情報ファイルの名称等	個人情報の項目	開示の実施の方法	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
職員採用試験	第1次試験の試験区分ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	閲覧	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	総務部総務室
	第2次試験の試験区分ごとの得点	〃	最終試験結果の通知日から1月間	
	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃	〃	
特別職非常勤職員採用試験、会計年度任用職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の合否、総合得点、順位及び試験区分ごとの得点（不合格者にあつては試験区分ごとの判定結果がある場合は、当該判定を含む。）	〃	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した部（室）又は研究所

なお、職員採用試験等の試験区分ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験区分ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。